

# **JAPAN ACTION PISTOL SHOOTING RULES FAQ**

**JANPS 公式ルール FAQ**

**Revision 1.1    September 2018**

## 1. 使用可能なガンや装備に関するもの

- Q-1.1 メタリックサイトとプロダクションカテゴリーでバレル長の上限が定められているが、どのように計測して判定するのか？
- A-1.1 そのエアソフトガンがモデルアップされた元となった実銃のバレル長が規定上限以内かどうかで判定する。
- Q-1.2 メタリックサイトでは「コンペンセイターやポートバレルの禁止は適用除外する」とあるが、プロダクションカテゴリーではどうなるのか？
- A-1.2 プロダクションカテゴリーでもコンペンセイターやポートバレルは使用可。ただしそれらが市販状態で装着されており、かつガンの外形寸法やバレル長が規定の範囲内に収まっていること。コンペンセイターやポートバレルを後から改造して装着することは認められない。
- Q-1.3 プロダクションカテゴリーで、グリップの改修はどこまで認められるのか？
- A-1.3 3.2.1 (a) 項に規定した内容のほか、オリジナルと同一形状の市販グリップパネルへの交換は可。基本形状が変わる削り込みやパテ盛りは不可。
- Q-1.4 プロダクションカテゴリーで、外形寸法・形状がオリジナルのサイトと同一であれば、ファイバーオプティックサイトに交換してもよいか？
- A-1.4 外形寸法・形状がオリジナルと同一であればよい。サイトの着色やドット等の追加も認められる。
- Q-1.5 プロダクションカテゴリーで禁止されている「カスタムショップでの改造」とは、どのようなことを指すのか？
- A-1.5 専門的な技術を持つショップや個人が提供しているチューニングサービスの利用や、カスタマイズされた完成品の購入などがこれにあたる。
- Q-1.6 競技開始後に装備規定への違反がわかった場合は？
- A-1.6 競技の安全性や公正性を損なうようなもの、または意図的な違反行為は即失格。これらに実質的に該当しないものは2回の累積で失格。
- Q-1.7 “エアソフトガンにのみ補助的に追加装備された安全機構は、「ガンに標準装備された安全機構」には該当しない”とは、具体的に何を意味しているのか？
- A-1.7 メインの安全機構(実銃と同等かどうかは問わない)に加えて、さらに誤操作防止など安全性向上の目的で装備されたエアソフトガン特有の安全機構を指す。
- Q-1.8 “射撃を容易にしたり、本ルールや規定の精神に反する射撃用具や装備”(3.18項)に、スポーツ用の機能性ウェアなども該当するのか？
- A-1.8 一般的なスポーツ用の機能性ウェアやサポーターなどはこれに該当しない。禁止対象は、ピストル射撃競技に求められる基本的な技術要件を大きく変えてしまうようなものなど。安全で健全かつ公正なスポーツとしての趣旨に反するか否かが判断基準となる。より高い成績を目指そうとする選手の意欲と工夫を妨げるものではない。

Q-1.9 “マガジンについても同じ相談数、形状およびデザインであること”（9.1 項）は、どこまで厳密な同一性が求められるのか？

A-1.9 ルールの意図は、全イベント/ステージ/ストリングを通して同一の装備条件で射撃を行うこと。使用する全てのマガジンは、その基本構造（バンパー等も含めた外形寸法・形状、および内部構造）が同一で、重量も極端な違いがないこと。メッキの有無やカラーリングの違いは問わない。

Q-1.10 アンロード状態にするために、BB 弾はチェンバーやシリンダーから完全に抜く必要があるのか？

A-1.10 BB 弾が排出されにくい構造のガンについては、パワーソースが完全に切り離され、かつシューターがガンクリアを行ったことを RO が認めることでアンロード状態とみなす。パワーソースが容易に切り離せないガンの場合は、RO の指示に基づき安全を確保したうえで抜弾処理を行うこと。

## 2. 安全義務違反や失格行為に関するもの

Q-2.1 9.17 項（安全義務違反＝2回累積で失格）と 9.17.1 項（失格行為）には「必ずしもこの限りではない」と但し書きがあり、判断基準がわかりにくい。

A-2.1 これらの 2 つの項は、違反行為の危険性や重大性の差を踏まえて区分されているが、あくまでも代表的な例示に過ぎず、実際には様々な事象が発生しうる。またルールの文面や行為の外形面だけで杓子定規に判断されるべきものでもない。判断基準の大原則は 9.16 項にある「危険かつ不適切なガンハンドリング」にあたるかどうかであり、RO がその判定を行う。

## 3. 採点に関するもの

Q-3.1 エアソフトガンでの「発射弾数」のカウントは、実際に発射されたた BB 弾の数で判断するのか？

A-3.1 BB 弾の発射数に関係なく、ガン本体のガス/エアー放出機構の作動回数を発射弾数としてカウントする。

Q-3.2 BB 弾のダブルフィード等で、弾痕数が規定発射弾数よりも多い場合は？

A-3.2 規定弾数超過（オーバーショット行為）のペナルティは適用されないが、採点は 14.10 項に従って実施する。

Q-3.3 同じターゲット上でミスショットとオーバーショット/ダブルフィードが起きた場合、弾痕数の正しい判定ができないのではないかと？

A-3.3 オーバーショット行為に対するペナルティは適用されるが、採点はターゲット上の弾痕数が規定以内である限りは全弾痕をそのまま採点する。（これは、エアソフトガンの作動方式や JANPS のターゲット構造の特性に起因する限界事例であり、解決策は今後の検討課題とする）

